

現 行	改 正 案
<p>(使用の申請)</p> <p>第4条 会館の施設を使用しようとする者(第4項に規定する者を除く。)は、市長が定めるところにより、<u>会館の施設の使用許可に係る情報システムによる事前手続</u>(以下「ウェブ申込み」という。)をしなければならない。</p> <p>2 ウェブ申込みの区分は、次の各号に掲げるとおりとし、ウェブ申込みをすることができる期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 勤労者団体の使用に係る抽選申込み 使用日の<u>6月前の日の属する月の1日から5日まで</u></p> <p>(2) 勤労者団体又は勤労者の使用に係る先着申込み 使用日の6月前の日の属する月の<u>6日の午後1時から使用日の当日まで</u></p> <p>(3) 勤労者団体及び勤労者以外の者の使用に係る先着申込み 使用日の3月前の日の属する月の1日の<u>午前9時から使用日の当日まで</u></p> <p>3 抽選申込みをして当選した者及び先着申込みをした者は、当選又は先着申込みの日から7日以内(先着申込みの日から6日以内に使用する場合は、使用日の当日まで)に、<u>次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出するとともに、使用料を納付しなければならない。</u>この場合において、提出期限までに使用許可申請書の提出がなかつたときは、その者の当選又は先着申込みは、なかつたものとみなす。</p> <p>(1) <u>申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名(以下「申請者の氏名等」という。)</u></p> <p>(2) <u>使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的、使用人数及び入場料等徴収の有無(以下「使用日時等」という。)</u></p> <p>4 } ----- 略 -----</p> <p>5 }</p>	<p>(使用の申請)</p> <p>第4条 会館の施設を使用しようとする者(第4項に規定する者を除く。)は、市長が定めるところにより、<u>公共施設の使用許可に係る情報システムによる事前手続</u>(以下「ウェブ申込み」という。)をしなければならない。</p> <p>2 ウェブ申込みの区分は、次の各号に掲げるとおりとし、ウェブ申込みをすることができる期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 勤労者団体の使用に係る抽選申込み 使用日の<u>7月前の日の属する月の25日から末日まで</u></p> <p>(2) 勤労者団体又は勤労者の使用に係る先着申込み 使用日の6月前の日の属する月の<u>2日の正午(1月にあつては、5日の正午)から使用日の当日まで</u></p> <p>(3) 勤労者団体及び勤労者以外の者の使用に係る先着申込み 使用日の3月前の日の属する月の1日の<u>正午(1月にあつては、4日の正午)から使用日の当日まで</u></p> <p>3 抽選申込みをして当選した者及び先着申込みをした者は、当選又は先着申込みの日から<u>起算して7日以内(先着申込みの日から起算して6日以内に使用する場合は、使用日の当日まで)</u>に、使用許可申請書を市長に提出するとともに、使用料を納付しなければならない。この場合において、提出期限までに使用許可申請書の提出がなかつたときは、その者の当選又は先着申込みは、なかつたものとみなす。</p> <p>4 } ----- 略 -----</p> <p>5 }</p>

現 行	改 正 案
<p>(使用内容の変更)</p> <p>第8条 使用者は、使用附属設備、使用目的、使用人数又は入場料等徴収の有無の変更をしようとするときは、<u>次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書</u>に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>申請者の氏名等</u></p> <p>(2) <u>許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由</u></p> <p>2 -----略-----</p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第10条 使用者は、会館の施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく<u>次に掲げる事項を記載した使用取消届</u>に使用許可書その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>申請者の氏名等</u></p> <p>(2) <u>許可を受けた使用日時等</u></p> <p>(3) <u>取消しの理由</u></p> <p>(使用料の減額又は免除)</p> <p>第12条 -----略-----</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、<u>次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書</u>を使用許可申請書に添付しなければならない。ただし、プールを個人で使用しようとする者で市長が適当と認めるものにあつては、必要な書類を提示することにより、これに代えることができる。</p> <p>(1) <u>申請者の氏名等</u></p> <p>(2) <u>使用日時等</u></p> <p>(3) <u>減額又は免除の理由</u></p> <p>(使用料の充当及び還付)</p>	<p>(使用内容の変更)</p> <p>第8条 使用者は、使用附属設備、使用目的、使用人数又は入場料等徴収の有無の変更をしようとするときは、使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第10条 使用者は、会館の施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく使用取消届に使用許可書その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(使用料の減額又は免除)</p> <p>第12条 -----略-----</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。ただし、プールを個人で使用しようとする者で市長が適当と認めるものにあつては、必要な書類を提示することにより、これに代えることができる。</p> <p>(使用料の充当及び還付)</p>

現 行	改 正 案
<p>第13条 } 2 -----略-----</p> <p>3 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、プール使用者にあつては、口頭で申請することにより、これに代えることができる。</p> <p>(1) 申請者の氏名等 (2) 許可を受けた使用日時等</p> <p>4 -----略-----</p>	<p>第13条 } 2 -----略-----</p> <p>3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に押印の上、使用許可書その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、プール使用者にあつては、口頭で申請することにより、これに代えることができる。</p> <p>4 -----略-----</p>